

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大鰐町	大鰐③(虹貝、虹貝新田、早瀬野、島田)	令和3年3月23日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	73.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.88 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.59 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.59 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.28 ha
<p>(備考)</p> <p>本地区は町の南東部に位置し、水田を中心とした農地が広がる地区である。虹貝集落を除く3集落は山間部に位置しているため、日照時間が短く、早瀬野ダムから流入する農業用水は冷涼であり、水温の維持管理が困難、かつ小規模水田が多い等の理由により耕作放棄地が増加傾向にある地区である。地区内の大規模生産者及び農事組合法人が農地の集約化を図っているものの、地区内の生産者の高齢化も顕著であるため、特に虹貝新田集落では農地の大半が耕作放棄地となっている現状がある。</p>	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の増加を防ぐには、行政の働きかけが必要。 ・集落全体(特に早瀬野・島田)が山間部に位置しているため、日照不足、排水不良、農業用水の温度管理等の理由により耕作条件が他地区と比べ不利である。 ・比較的平地に位置する虹貝集落を基盤整備のモデル地区とするのはどうか。 ・地区全体ないし町全体で農家戸数が減少しているため、機械化による省力化が必要だが、管内に機械化に対応できるほ場が少ないため、大区画農地の整備が必要。 ・町と農協の連携強化が必要。 ・耕作放棄地を解消するための補助金はないのか。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針 (各集落ごとに方針を設定した)

<p>虹貝集落では、農地の大半が田であり、営農の継続が困難となった場合は農事組合法人に作業委託する等の方法で農地の集約化を図っている。今後も同様に営農の継続が困難となった生産者がいた場合は農業委員・推進委員や区会が町へ情報提供し、農地中間管理事業等を活用し農地の集約化を図る。</p>
<p>虹貝新田集落の農地の大半は耕作放棄地となっているため、農地の復旧について活用できる補助金等を模索する。現在同集落で耕作している少数の生産者が営農を継続できなくなった場合を想定し、事前に農地中間管理事業の出し手としての登録を促す。</p>
<p>早瀬野集落では、大規模生産者及び農事組合法人が農地の集約化を図っているため、原則として現状の集積方法を継続しつつ、新規で貸借を行う農地については農地中間管理事業の活用を促す。また、集落全体の耕作条件が悪いことから、他集落(同地区内であれば虹貝集落)をモデル地区とした基盤整備を検討する。</p>
<p>島田集落では、大規模生産者による一部の農地の集約化が図られている。しかし、集落内の生産者の高齢化が顕著であるため、経営規模の縮小や離農を検討し始めた際に農地中間管理事業の出し手に登録する等の対応を行う。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	水稲、りんご、トマト	1.40 ha	水稲、りんご、トマト	1.40 ha	虹貝
認農	—	水稲、りんご、トマト	16.04 ha	水稲、りんご、トマト	16.04 ha	早瀬野、鯖石、町外
認農	—	トマト	0.14 ha	トマト	0.14 ha	早瀬野
到達	—	トマト、水稲	0.61 ha	トマト、水稲	0.61 ha	島田
認農	—	飼料用米、水稲	12.94 ha	飼料用米、水稲	17.94 ha	島田、唐牛、八幡館、町外
認農	—	ミニトマト、小八豆	0.75 ha	ミニトマト、小八豆	1.00 ha	虹貝
認農	—	水稲、りんご、トマト	2.43 ha	水稲、りんご、トマト	2.43 ha	島田、早瀬野
認農	—	ピーマン	0.12 ha	ピーマン	0.15 ha	島田、早瀬野
			ha		ha	
			ha		ha	
計	8 人		34.43 ha		39.71 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

①農業用生産施設及び農道等の整備

地区内の農業生産施設及び農道等の点検・補修・新設を検討する。町全体の課題となっている担い手の育成を図るほか、現在の生産者が営農を継続できるよう支援する。また、施設等の整備に活用できる事業を模索する。

②農地中間管理事業の活用方針

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、原則として出し手の登録を行う。また、急傾斜地で耕作している中心経営体は、農地中間管理事業等を活用し、平地での耕作へ移行し農地の集積を図る。

③地区と町の協働

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、区会又は近隣のプロダクションが農林課・農業委員会へ農地の活用方法について相談するよう促す。相談に訪れた生産者に対し、今後の農地の活用に関する意向のヒアリングを行い、農地中間管理事業の活用を促し、耕作放棄地の増加を防ぐ。